

アルバイト制限基準

次の事項に該当する場合は、本学では紹介いたしません。

具体的な職種	
危険を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高電圧、高圧ガス等危険物を取り扱う業務（助手を含む） ○ 土木、水道工事等の現場作業 ○ 線路内又は交通が頻繁な場所での作業（測量、路上の交通整理、白線引き等） ○ プレス機、ボール盤、旋盤、断裁機、草刈機、自動機械等の助手を含む操作 ○ 土砂が崩壊するおそれのある場所、地穴内での業務 ○ 建築中や建物取壊現場での現場作業または残材片付け作業 ○ 高所（2m以上）でのガラス拭き、器具取り付け等の屋外作業（内装工事は除く） ○ 足場の組み立て・解体・変更の作業 ○ 火薬・爆薬・火工品を取り扱う業務 ○ 危険物を取り扱う業務、ガソリンスタンドでの作業 ○ 自動車や単車（原付を含む）等の車両の運転（現場へ向かうまでを除く） ○ 30kg以上の重量物の自転車による配達、運搬 ○ 警備員（会場整理、駐車場の誘導・整理、受付は除く） ○ その他、大学で危険だと判断したもの（ヘルメット着用は不可）
人体に有害なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農薬や劇薬等、人体に有害な薬物を取り扱う業務（メッキ作業、白蟻駆除等） ○ 薬品等の臨床人体実験被験者 ○ 特に高温または低温の物体を取り扱う作業 ○ 著しく高温または低温あるいは異常気圧下の場所での作業 ○ 塵埃、粉末、有毒ガス、騒音、振動等の著しい場所での作業 ○ 病原体に汚染される恐れのある業務 ○ その他、大学で人体に有害だと判断したもの
法令に違反するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働争議に介入の恐れのあるもの ○ 営利職業斡旋業者への中介斡旋（人材派遣業、家庭教師派遣業等） * 職業安定法の趣旨（雇用関係の成立の斡旋）に反する 登録制は不可 請負の場合可（具体的に勤務地を記入） ○ マルチ・ネスミ講商法に関するもの ○ 出来高払いのもの ○ その他、大学で法令に違反すると判断したもの

具体的な職種	
教育上好ましくないもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭でのチラシ配り・ポスター貼り ○ 露天、屋台等の売り子等 ○ 不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査（助手を含む）（電話による調査含む） ○ 訪問販売や勧誘（電話での勧誘を含む）を目的とした集金業務 ○ 金融ローンやクレジットに関する信用調査または返済督促業務等、消費者金融業に関する一切の業務 ○ ギャンブル場内の作業（競馬場、競輪場、競艇場等） ○ バー、キャバレー、スナック、マージャン店、パチンコ店など風俗営業法に基づく職種の現場作業 ○ 住み込みまたは宿泊を必要とする業務 ○ 深夜（22：00～翌日6：00）の業務 ○ 選挙の応援に関連する一切の業務 ○ スパイ行為やプライバシーに関する調査（助手を含む） ○ 週4回以上の長期のアルバイト（休業期間を除く） ○ 学群新入生（1年次生）のアルバイト紹介は、原則として2学期授業開始以後でなければ紹介は行わない。（2学期入学者については3学期から紹介を行う） ○ その他、大学で教育上好ましくないと判断したもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働条件が不明確なもの（賃金、時間、場所、労働内容等が明示されていないもの） 自宅での勤務は不可、勤務地が特定できない場合は不可 ○ 賃金不払いの恐れのあるもの ○ 人員の限定を条件とするもの（求人数分集まらないと取り消されるもの） ○ 紹介した学生が採用されないことが、しばしば繰り返されるもの ○ 人命に関わることが予測される業務（水泳指導員、監視員、ベビーシッター等） 助手、補助であれば可。保険に入っていることが条件。 ○ 就労中の事故に対し学生に負担を負わせるもの（保険には入っていることが条件） ○ 学生に不利益な契約を求めるもの ○ 学生に違約金や損害賠償を予定するもの ○ 塾講師で経営実績が3年未満のもの（登録票提出。責任者の住民票添付） ○ その他、大学で学生アルバイトとして不適当と判断したもの